

須崎市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画概要

(令和6(2024)年度～令和8(2026)年度)

1 計画策定の背景と計画の位置づけ

わが国は人口減少と長寿化によって少子高齢化が進み、令和7(2025)年にいわゆる団塊の世代が後期高齢者(75歳以上)となり、さらに団塊の世代の子供世代(団塊ジュニア世代)が高齢者(65歳)となる令和22(2040)年に高齢者人口のピークを迎えると推計されています。

本計画は、老人福祉法に基づき策定する「市町村老人福祉計画」と、介護保険法と国の基本指針に沿って、策定する「市町村介護保険事業計画」の2つの計画を、一体的に策定します。介護保険法に基づく「市町村介護保険事業計画」は、3年ごとに計画内容を見直す必要があり、今回は令和6(2024)年度から令和8(2026)年度を計画期間とする第9期計画の策定を行いました。

2 計画の期間

本計画は令和6(2024)年度から令和8(2026)年度の3カ年とし、3年ごとに見直しを行います。

▼団塊の世代が75歳に

R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	...	R22
2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030		2040
第8期計画			第9期計画			第10期計画					

団塊ジュニア世代が65歳に▲

3 計画の策定体制

本計画の策定にあたって、①「須崎市高齢期の健康と福祉に関する調査【介護予防・日常生活圏域ニーズ調査】」、②「須崎市これからの介護保険のためのアンケート【在宅介護実態調査】」の2種類の調査を実施し、計画策定の基礎資料としました。

それを基に、保健医療関係者、福祉関係者、有識者、被保険者(地域住民)代表などで構成する「須崎市高齢者保健福祉計画策定委員会」を設置して計画内容を検討しました。

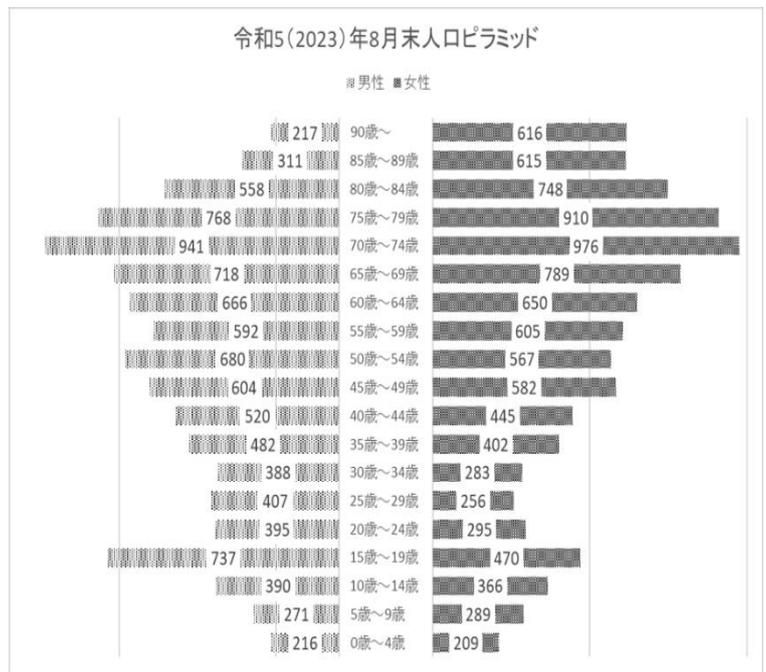
また、令和5(2023)年12月27日～令和6(2024)年1月25日の期間で、計画の素案を本市のホームページなどで公表し、パブリックコメントを実施し、市民の皆さんのご意見をお伺いしました。

4 高齢者の人口と年齢区分別人口の現状と推計

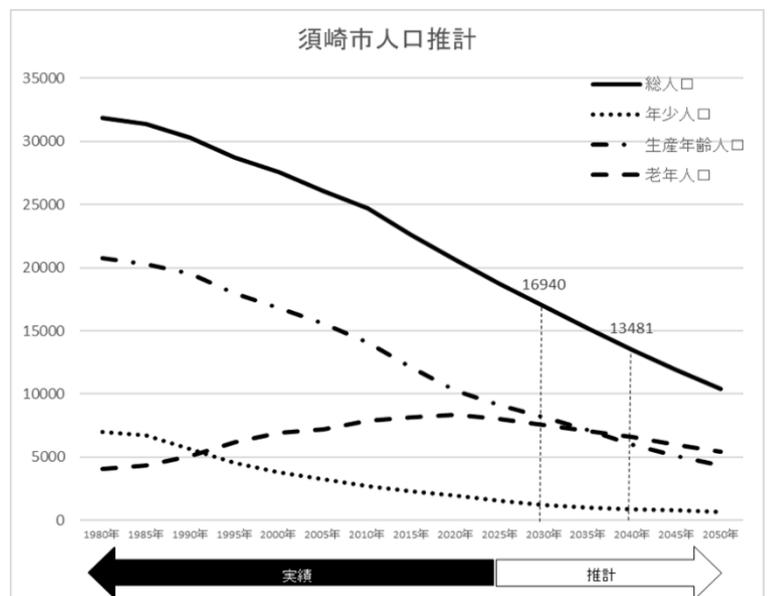
上のグラフは、令和 5（2023）年 8 月の本市の 5 歳ごと人口の構成（人口ピラミッド）です。男女ともに 70～74 歳の区分が最も多く、全体としても高齢者の割合が多いことが分かります。

また、15～64 歳までの生産年齢人口が若年になるほど少なくなっています。このことは、将来的に人口減少が一層進むことを示しています。

さらに、下のグラフから昭和 5 5 年（1980）年から令和 27（2045）年までの人口動向を見ると、一層人口減少の実態が分かります。



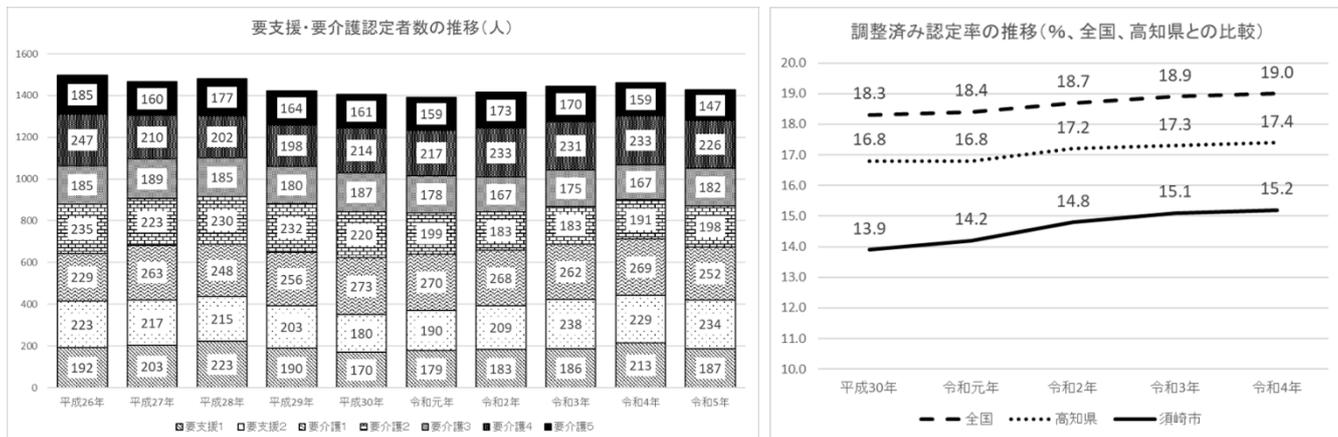
老年人口は令和 12（2030）年ごろから徐々に減り始めます。年少人口と生産年齢人口はすでに減少傾向にあるため、人口減少のスピードが増し、令和 12（2030）年に 16,940 人、令和 22（2040）年には総人口が 13,481 人となる見込みです。



5 要介護認定者の状態と高齢者の介護ニーズ・リスク

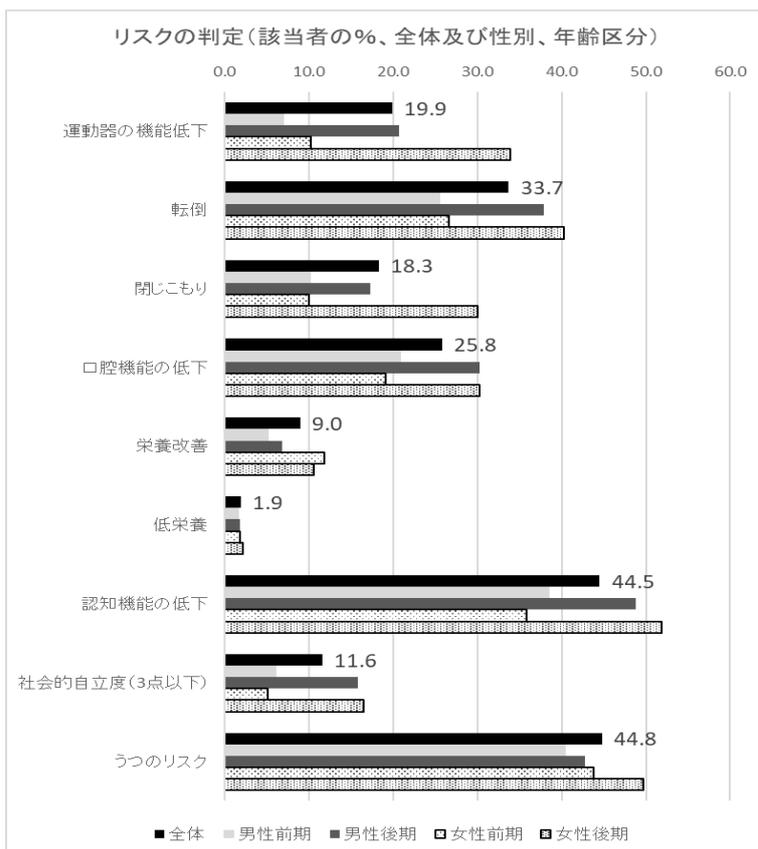
本市の要支援・要介護認定者数はここ数年 1,400 人強とほぼ横ばいとなっています。

また、要支援・要介護認定率（調整済み・合計）は近年上昇傾向にあるものの、全国、高知県と比べて低い水準となっています。



「須崎市高齢期の健康と福祉に関する調査【介護予防・日常生活圏域ニーズ調査】」から、高齢者の日常生活におけるリスクについて聞いたところ、リスクが高いのは1位うつ、2位認知機能の低下リスク、3位転倒リスクとなっています。

それぞれのリスクは、運動器の機能低下が転倒や閉じこもりにつながったり、閉じこもって社会的なつながりが希薄になると認知機能が低下したり、うつ症状になったりといった関連があると考えられます。



6 計画の基本理念と目標

基本理念

住み慣れた地域で自分らしい暮らしができるまち

また、基本理念に基づき、3つの基本目標を定め、それぞれについて具体的な施策を展開します。

I 健康で活力に満ちた生きがいのあるまち

高齢者自らが積極的に健康づくりや介護予防に取り組み、できるだけ長く、要介護状態となることを予防できるよう、健康増進や地域支援事業を推進します。とりわけ、今後高齢期を迎える人も含め、生活習慣の改善、閉じこもりや認知症の予防など、身近で参加しやすい健康づくりに積極的に取り組みます。

また、高齢者が地域社会の一員として様々な活動に積極的に参加し、生きがいを持って暮らせるよう、文化・学習・スポーツ活動の活性化を図るとともに、高齢者の豊かな知識と経験が活きる機会や交流の場づくりを支援していきます。

II 安心して暮らせるサービスの充実したまち

住み慣れた地域で、高齢者ができるだけ長く在宅生活が継続できるよう、介護や支援を必要とする高齢者やひとり暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯などへの生活支援体制の充実に努めるとともに、介護者の負担を軽減し、介護家庭の生活の質の向上を図ります。

介護保険事業については、要支援・要介護認定者の地域における生活を、できる限り継続できるように、必要なサービス量の確保と質的な向上を図ります。

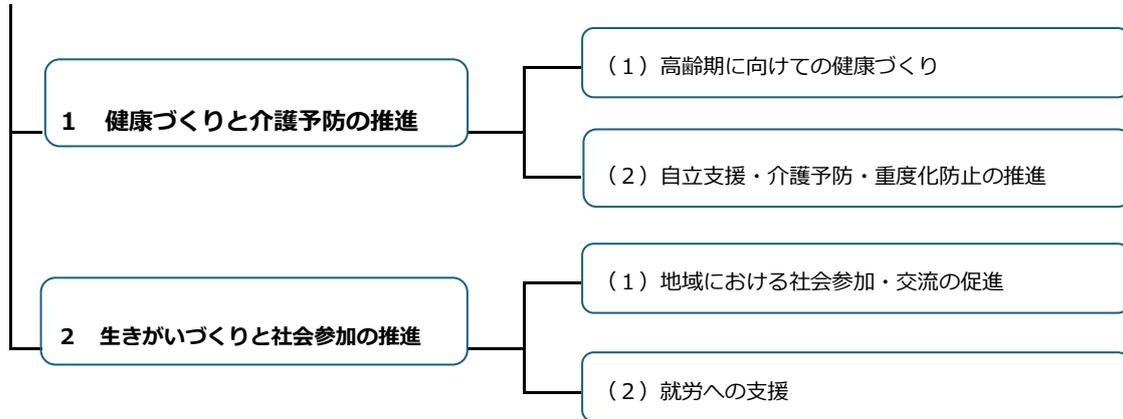
III ふれあい・支えあいのまち

すべての高齢者が適切な支援やサービスを受けられるよう、身近な場所で相談が受けられる体制を充実するとともに、各種サービスの周知に努めます。

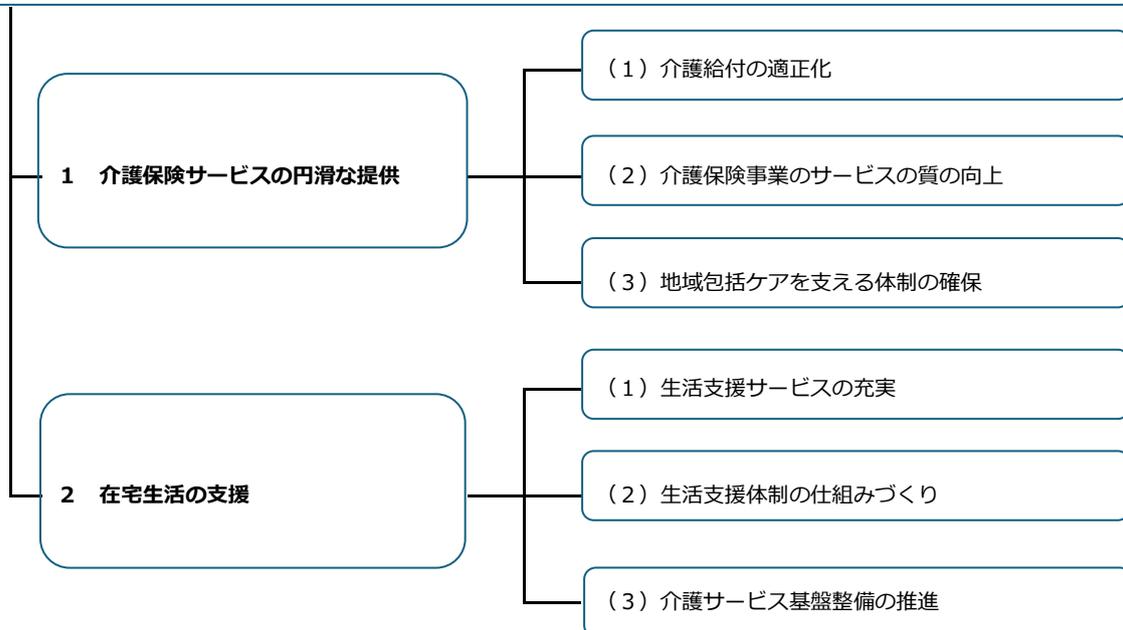
また、高齢者個々の状況に応じた、適切なサービス利用を促進するとともに、認知症などにより適切な判断ができにくくなった場合の支援など、サービス利用者の権利擁護に努めます。地域における福祉機能の高揚を目指して、福祉教育やふれあい活動を推進するとともに、市民が相互に支えあう地域福祉活動、ボランティア活動の推進を図ります。

7 計画の施策体系

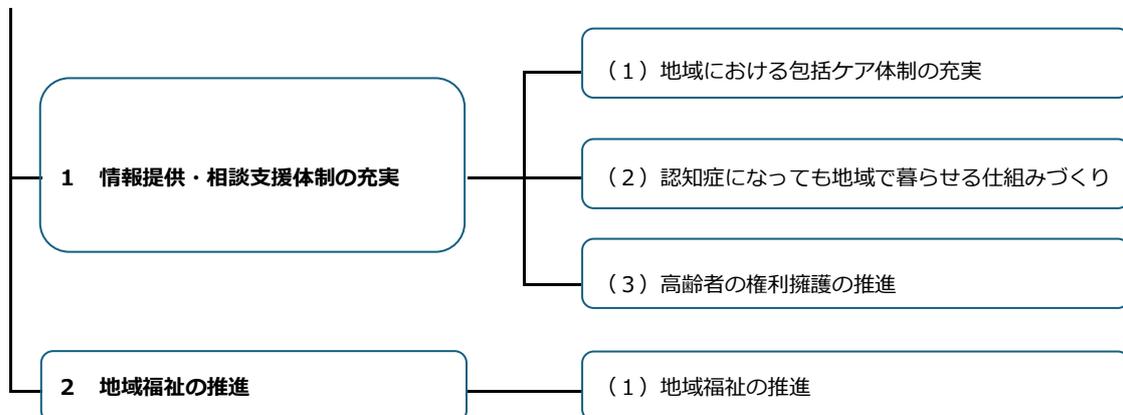
I 健康で活力に満ちた生きがいのあるまち



II 安心して暮らせるサービスの充実したまち



III ふれあい・支えあいのまち



8 保険料の算出

(1) 給付費の見込み

介護予防サービス給付額の見込みは以下の通りです。

(単位；千円)

	第8期計画(実績値)			第9期計画(見込値)		
	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
(1)介護予防サービス						
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	3,918	5,060	8,787	8,918	8,929	8,545
介護予防訪問リハビリテーション	4,469	3,815	2,433	4,626	4,631	4,631
介護予防居宅療養管理指導	1,511	1,665	2,077	1,872	1,986	1,986
介護予防通所リハビリテーション	20,670	17,788	15,495	16,719	16,740	16,740
介護予防短期入所生活介護	3,029	1,093	519	1,691	1,693	1,693
介護予防短期入所療養介護(老健)	1,440	259	643	414	415	415
介護予防短期入所療養介護(病院など)	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	16,490	17,820	18,660	18,522	18,323	18,137
特定介護予防福祉用具購入費	854	1,159	2,008	2,265	2,265	2,265
介護予防住宅改修	3,230	3,071	3,479	4,199	4,199	4,199
介護予防特定施設入居者生活介護	14,133	14,994	9,437	8,106	8,116	8,116
(2)地域密着型介護予防サービス						
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0	3,986
介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0	5,906
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	0	0
(3)介護予防支援	12,424	12,172	12,919	12,825	12,622	12,567
合計	82,167	78,896	76,458	80,157	79,919	89,286



介護サービス給付額の見込みは以下の通りです。

(単位：千円)

	第8期計画(実績値)			第9期計画(見込値)		
	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
(1) 居宅サービス						
訪問介護	46,684	44,777	49,970	44,804	44,568	44,568
訪問入浴介護	267	403	0	446	446	446
訪問看護	14,627	14,954	19,290	20,371	19,975	20,397
訪問リハビリテーション	4,646	3,220	1,609	3,246	3,251	3,251
居宅療養管理指導	7,981	8,507	8,879	8,989	8,791	8,791
通所介護	320,149	327,535	308,178	345,243	338,651	337,557
通所リハビリテーション	60,431	53,824	66,874	90,530	90,644	90,644
短期入所生活介護	38,055	32,454	27,298	27,318	27,353	27,353
短期入所療養介護(老健)	15,410	4,223	5,425	9,902	9,915	9,915
短期入所療養介護(病院など)	0	0	0	0	0	0
短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	36,615	37,420	38,263	40,013	39,540	39,540
特定福祉用具購入費	1,022	1,238	1,343	1,430	1,430	1,430
住宅改修費	1,772	2,181	1,636	2,248	2,248	2,248
特定施設入居者生活介護	114,901	114,886	137,637	136,427	136,600	136,600
(2) 地域密着型サービス						
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	980	0	0	0	0
夜間対応型訪問介護	0	0	0	1,433	1,435	1,987
地域密着型通所介護	91,185	85,657	104,059	90,732	89,922	89,922
認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0	3,201
小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0	6,908
認知症対応型共同生活介護	278,687	282,203	289,007	296,457	296,833	296,833
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	3,998	4,006	0	3,314	3,318	3,318
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0	0
複合型サービス				0	0	0
(3) 施設サービス						
介護老人福祉施設	526,941	483,329	457,636	483,438	467,764	467,764
介護老人保健施設	192,922	181,369	143,041	160,748	154,444	147,762
介護医療院	259,673	242,847	235,350	241,217	241,522	241,522
介護療養型医療施設	3,506	0	0			
(4) 居宅介護支援	70,699	71,378	72,680	72,772	72,136	71,827
合計	2,090,171	1,997,392	1,968,176	2,081,078	2,050,786	2,053,784

(2) 第1号被保険者の保険料基準額の計算

保険料収納必要総額	(A)	1,460,837 千円
予定収納率	(B)	99.40%
保険料賦課額	A ÷ B (C)	1,469,655 千円
所得段階別加入割合補正後被保険者数	(D)	21,754 人
保険料基準額 (年額)	C ÷ D (E)	67,560 円
保険料基準額 (月額)	E ÷ 12	5,630 円

(3) 所得段階ごと料率設定と介護保険料 (年額と月額)

段階区分	対象者	計算式	介護保険料 (年額)	介護保険料 (月額)
第1段階	○生活保護の受給者 ○市民税非課税世帯に属する老齢福祉年金受給者 ○世帯全員市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が 80 万円以下の人	基準額 ×0.285	19,250 円	1,604 円
第2段階	○世帯全員市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が 80 万円超え 120 万円以下の人	基準額 ×0.485	32,770 円	2,731 円
第3段階	○世帯全員市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が 120 万円を超える人	基準額 ×0.685	46,280 円	3,857 円
第4段階	○市民税課税世帯に属する本人市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が 80 万円以下の人	基準額 ×0.90	60,800 円	5,067 円
第5段階	○市民税課税世帯に属する本人市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が 80 万円を超える人	基準額	67,560 円	5,630 円
第6段階	○本人が市民税課税で、合計所得金額が 120 万円未満の人	基準額 ×1.20	81,070 円	6,756 円
第7段階	○本人が市民税課税で、合計所得金額が 120 万円以上 210 万円未満の人	基準額 ×1.30	87,830 円	7,319 円
第8段階	○本人が市民税課税で、合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満の人	基準額 ×1.50	101,340 円	8,445 円
第9段階	○本人が市民税課税で、合計所得金額が 320 万円以上 420 万円未満の人	基準額 ×1.70	114,850 円	9,571 円
第10段階	○本人が市民税課税で、合計所得金額が 420 万円以上 520 万円未満の人	基準額 ×1.90	128,360 円	10,697 円
第11段階	○本人が市民税課税で、合計所得金額が 520 万円以上 620 万円未満の人	基準額 ×2.10	141,880 円	11,823 円
第12段階	○本人が市民税課税で、合計所得金額が 620 万円以上 720 万円未満の人	基準額 ×2.30	155,390 円	12,949 円
第13段階	○本人が市民税課税で、合計所得金額が 720 万円以上の人	基準額 ×2.40	162,140 円	13,512 円